



保医発第0419004号  
平成14年4月19日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部（局）  
各 国民健康保険主管課（部）長 殿  
都道府県老人医療主管部（局）  
老人医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

「老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領について」の一部改正について

標記については、「老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成12年4月28日保険発第87号・老健第99号）により取り扱われているところであるが、今般、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成14年3月厚生労働省告示第83号）及び「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」（平成14年3月厚生労働省告示第84号）が制定されたことに伴い、同通知を下記のとおり改正することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

別紙のⅡの第2の15を次のように改める。

15 「訪問看護ステーションの所在地及び名称」欄について

- (1) 事業者の指定申請の際等に地方社会保険事務局長に届け出た当該訪問看護ステーションの所在地及び名称を記載すること。
- (2) (老人) 訪問看護の利用者が、「訪問看護療養費及び老人訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等」（平成14年厚生労働省告示第85号）第2の1に規定する疾病等の利用者であって他の指定訪問看護ステーションから現に指定老人訪問看護又は指定訪問看護を受けている場合については、「特記事項」欄に、「他」と表示するとともに、当該他の指定訪問看護ステーションの所在地及び名称を記載すること。なお、電子計算機の場合は、「他」の○に代えて( )等を使用して記載することも差し支えないこと。

別紙のⅡの第2の26の(1)のア中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士」を「保健師、助産師、看護師」に改め、同イ中「准看護婦又は准看護士」を「准看護師」に改める。

別紙のⅡの第2の26の(3)中「保健婦、保健士、看護婦、看護士」を「保健師、看護師」に改める。

別紙のⅡの第2の26の(5)中「保健婦等」を「保健師等」に改める。

(参考)

(別紙)

## 訪問看護療養費・老人訪問看護療養費請求書等の記載要領

### I 一般的事項 (略)

### II 請求書等の記載要領

#### 第1 請求書に関する事項 (様式第一関係)

- 5 「訪問看護ステーションの所在地及び名称、指定訪問看護事業者等氏名、(印)」欄について  
(1) 訪問看護ステーションの所在地及び名称並びに指定訪問看護事業者等氏名については、事業者の指定申請の際に地方社会保険事務局長に届け出た当該訪問看護ステーションの所在地及び名称並びに事業者名を記載すること。

#### 第2 明細書に関する事項 (様式第三)

##### 15 「訪問看護ステーションの所在地及び名称」欄について

- (1) 事業者の指定申請の際等に地方社会保険事務局長に届け出た当該訪問看護ステーションの所在地及び名称を記載すること。  
(2) (老人) 訪問看護の利用者が、「訪問看護療養費及び老人訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等」(平成14年厚生労働省告示第85号) 第2の1に規定する疾病等の利用者であって他の指定訪問看護ステーションから現に指定老人訪問看護又は指定訪問看護を受けている場合については、「特記事項」欄に、「他」と表示するとともに、当該他の指定訪問看護ステーションの所在地及び名称を記載すること。なお、電子計算機の場合は、「他」の○に代えて( )等を使用して記載することも差し支えないこと。

##### 26 「基本療養費」欄について

###### (1) 基本療養費(I)を算定する場合

ア 保健婦、保健士、助産婦助産師、看護婦、看護士、看護師、理学療法士又は作業療法士が週3日までの(老人)訪問看護を行った場合は、「×、×××」円、当該月に(老人)訪問看護を行った日数及びこれらを乗じて得た額を記載し、週4日以降の(老人)訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。また、特別地域訪問看護加算を算定した場合は、基本療養費(I)の所定額及び当該加算額を合算して、同様に記載すること。

イ 准看護婦又は准看護士、准看護師が週3日までの(老人)訪問看護を行った場合は、「×、×××」円、当該月に(老人)訪問看護を行った日数及びこれらを乗じて得た額を記載し、週4日以降の(老人)訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。また、特別地域訪問看護加算を算定した場合は、基本療養費(I)の所定額及び当該加算額を合算して、同様に記載すること。

(3) 基本療養費（Ⅱ）を算定する場合

保健婦、保健士、保健師、看護婦、看護士、看護師又は作業療法士が（老人）訪問看護を行った場合は、「×、×××」円、当該月に（老人）訪問看護を行った日数及びこれらを乗じて得た額を記載すること。また、特別地域訪問看護加算を算定した場合は、基本療養費（Ⅱ）の所定額及び当該加算額を合算して、同様に記載すること。

なお、延長時間加算を算定した場合は、「×××」円、当該月に（老人）訪問看護を行った延長時間数の合計及びこれらを乗じて得た額を記載すること。

(5) 同一の（老人）訪問看護において複数の者が行った場合は、いずれか1人の者についてのみ1日として記載すること。

なお、従たる事務所に勤務する保健婦、保健師等が（老人）訪問看護を行った場合は、（老人）訪問看護療養費明細書の「備考」欄に「（従）」と記載すること。

なお、電子計算機の場合は、「（従）」の○に代えて（ ）等を使用して記載することも差し支えないこと。